

# 2020年「教育委員会会議の採決方法等に関する調査」報告書

## 回答集計結果と評価

### ※調査対象

47 都道府県・20 政令指定都市・神奈川県内 30 市町村（県 3 政令市を除く）の  
合計 97 教育委員会

### ※調査対象期間

令和元年度および令和 2 年度（2019 年 4 月～2020 年 10 月末日）の期間の範囲

### ※回答方法等

締め切り 2020 年 11 月末日（教育委員会によっては、締め切り後の回答も含む）

回答方法 回答用紙の郵送または F A X、当オンブズマンあてメールによる回答

### ※回答率

100%

## 質問項目と回答結果

### <回答集計の表記方法>

都道府県・・・47 都道府県教育委員会

政令市・・・・・・20 政令市教育委員会

県内・・・・・・ 34 神奈川県内全市町村教育委員会（神奈川県教育委員会は都道府県に、横浜市・川崎市・相模原市の教育委員会は政令市にも含まれているので重複）

47 都道府県+20 政令市+34 県内（重複 4）の合計数は 97 教育委員会

都道府県・政令市・県内の後の数字----教育委員会種別ごとの回答数/回答数

（ ）・・・前回 2015 年調査からの増減

\*\*\*\*\*

### <教育委員会会議の採決方法の規定について>

質問 1 教育委員会会議の採決方法は規則に明記されていますか？※（ ）は 2015 年調査との比較

A、規則に明記されている---都道府県 41/47（-1） 政令市 18/20（+1） 県内 33/34（+1）

規則名と条項（規則は全て「教育委員会会議規則」だった）

B、明記された規則は無い---都道府県 6/47（+1） 政令市 2/20（-1） 県内 1/34（-1）

（北海道・埼玉県・三重県・大阪府・高知県・佐賀県/さいたま市・神戸市/愛川町）

C、その他-----0

質問 2 規則で明記されている場合にお答え下さい。

採決方法は何ですか？ 該当するものに○をしてください（複数回答可）。

挙手・記名・無記名-----都道府県 43/41 政令市 12/19 県内 21/33

挙手・記名・無記名+他--都道府県 0/41 政令市 2/19 県内 0/33（浜松市）

挙手-----都道府県 3/41 政令市 2/19 県内 7/33（京都市・広島市・県内 7）

挙手・他（投票）-----都道府県 2/41 政令市 2/19 県内 2/33（山口県・熊本県/仙台市・新

潟市/鎌倉市・藤沢市)

\*鎌倉市---挙手・他※起立及び投票。投票については記名・無記名の規定がない

\*藤沢市---挙手・他※必要があると認めるときは、会議に諮って記名または無記名の投票によって採決することができる

記名・無記名-----都道府県 1/41 政令市 0/19 県内 2/33 (岡山県/二宮町・中井町)

記名・他-----都道府県 1/41 政令市 0/19 県内 0/33 (愛媛県)

\*愛媛県---記名、他※各委員の賛否を求めて採決する必要があると認めるときは、会議に諮って記名または無記名投票によって採決することができる

無記名・他-----都道府県 0/41 政令市 0/19 県内 1/33(松田町)

\*松田町---無記名・他※各委員の発言による口頭での採決

他-----都道府県 3/41 政令市 1/19 県内 0/33 (鳥取県・福岡県・長崎県/大坂市)

\*鳥取県---挙手又は起立による。ただし議決により投票によることができる

\*福岡県---10条2項教育長は順次各委員の賛否の意見を求めて採決する、第3項教育長は必要があると認めるときは、会議に諮って記名または無記名の投票によって採決することができる

\*長崎県---採決に関する規則はあるが、具体的な明記はないためいずれも可能

\*大阪市---規則上「教育長は議案に対する各委員の異議の有無を求めて採決する」と明記されているが具体的な方法までは定めていない

### 質問3 規則が無い場合にお答えください。

実施可能な採決方法は何ですか？

挙手・記名・無記名--都道府県 1/6 政令市 1/2 県内 0/1

挙手-----都道府県 4/6 政令市 0/2 県内 1/1

他-----都道府県 1/6 政令市 1/2 県内 0/1 (佐賀県/さいたま市)

\*佐賀県-----他※教育長による承認の口頭確認

\*さいたま市---他※教育長による全員の一致・了承の口頭確認(挙手採決)をすることを基本としているが、意見が一致しない場合は、教育長が教育委員会に採決方法を提案

質問1～3 今回の調査の目的の一つは採決の情報公開度であった。教育委員会会議の採決方法のうち、票決数は判明しても各教育委員の判断は分からず、記録も残さない「無記名投票採決」が、どの程度行われているのかを焦点に調査した。質問1～3は、採決の前提となる規定や実施可能な採決方法を問うたものである。

質問1の規定の有無の回答結果は、前回と殆ど変化はない。

質問2では規則有りの場合、質問3では規則無しの場合の実施可能な採決方法を質問したが、規則の有無にかかわらず、採決方法としては、挙手・無記名投票・記名投票、あるいは「必要があれば会議に諮って投票も可能」などとしており、採決方法はこの3種のどれでも選択できるようである。長崎県・大阪

市は、規則で採決に触れた文言はあるが、具体的な方法は明記されていない。

各教委員会は、この3種の採決方法のいずれかを案件ごとに選択して採決しているとの前提で、質問4～10の回答を分析・評価した。

なお、議長による全会一致の承認や各委員への賛否確認・了承などの口頭による採決は、傍聴すれば事実確認が可能のため、「挙手採決」に含めている。

また、記名投票の場合は、票数や記名者が非公開の場合もあるが、委員ごとの賛否の記録は作成されており、情報公開請求で公開の是非を争うことも可能であるので、記名投票実施後の公開・非公開までは質問していない。

#### <無記名投票による採決の実施について> ( )内は前回調査からの増減

質問4 この期間に投票で採決した案件はありますか？複数回答可※ ( )内は前回調査との比較

A、無記名投票で採決した案件がある（案件名 無記名実施案件はすべて教科書採択）

都道府県 7/47(+2) 政令市 6/20(+1) 県内 2/34(±0) 合計 14/97

B、記名投票で採決した案件がある（案件名 記名実施案件もすべて教科書採択）

都道府県 0/47(±0) 政令市 1/20(±0) 県内 1/34(-1) 合計 2/97

C、投票で採決した案件は無い（全て「挙手」採決だった）

都道府県 27/47(-2) 政令市 13/20(-1) 県内 31/34(+1) 合計 81/97

D、その他の方法で採決した（方法 他の方法は無し）

都道府県 13/47(±0) 政令市 0/20(±0) 県内 0/34(±0) 合計 0/97

質問4 質問4では、2019年・2020年度の2年間の無記名投票採決実施の有無とその案件名を問うた。当オンブズマンの無記名投票実施の調査は、今回で3回目である(第1回2010年・2011年度対象、第2回2014年・2015年度対象)。

第1回調査では、無記名投票は、教科書採択で3都道府県(栃木県・東京都・香川県)、2政令市(千葉市・横浜市)、教育委員長互選で1政令市(京都市)教委が実施していた。県内では、4市が教科書採択で実施。

第2回調査では、教科書採択で5都道府県(上記+宮城県・山口県)、5政令市(上記+静岡市・名古屋市・熊本市)と増加し、教育委員長選挙では京都市教委が抜けて新潟県教委が実施した。教科書採択に限れば5教委から10教委に倍増である。いっぽう県内では、2市が挙手採決に改善され、無記名投票を実施したのは2市(横浜市・座間市)であった。

今回の第3回調査結果でも、無記名投票実施数はさらに増加し、7都道府県と6政令市になった。前回実施していた教育委員会は相変わらず無記名投票を続け、新たに千葉県・熊本県/福岡市が実施し、13教委になった。この間に教育委員長職が廃止されたため、案件はすべて教科書採択の採決である。全国の教育委員会で見れば少数だが、合理的な理由もないまま情報公開を後退させている教育委員会が増えていることは問題である。

いっぽう神奈川県内では、前回教科書採択で無記名だった座間市が今回は挙手に転じたため、無記名投票実施は横浜市・横須賀市だけとなった。ただし横須賀市は、採択候補教科書選定で実施し、最終決定は挙手である。最終決定で無記名投票を続けているのは、横浜市を残すのみである。当オンブズマンでは、県内教育委員会に対し、2、3年おきに調査と改善を求める要望書提出を行っており、その趣旨がようやく受け入れられてきたと受けとめている。

今回調査での記名投票採決実施は、神戸市と県内の秦野市である。

★無記名投票実施は、宮城県・栃木県・千葉県・東京都・山口県・香川県・熊本県/千葉市・横浜市・静岡市・名古屋市・福岡市・熊本市/横須賀市

前回比較 新潟県が無記名→挙手に/千葉県・熊本県が挙手→無記名に  
福岡市が挙手→無記名に  
座間市無記名→挙手に/横須賀市→無記名に

★記名投票実施は、神戸市/秦野市

質問4の回答は巻末の 【質問4・5無記名投票採決実施・案件・実施理由一覧】参照

質問5は、「質問4」で「A、無記名投票で採決した案件がある」の場合にご回答ください。  
質問5、無記名投票で採決したことがあるのは、どんな案件で、その理由は何でしたか？

★質問5の回答は巻末の 【質問4・5無記名投票採決実施・案件・実施理由一覧】参照

質問5 無記名投票採決の実施理由については、今回も具体的・合理的な理由は見いだせなかった。「会の意思決定や責任の範囲に影響が生じることがない」「外部からの不当な圧力を防ぎ、静謐な採択環境を確保するため」「より自由な表決となる」等は、抽象的な内容にすぎず、無記名にする具体的な必然性は見出せない。圧力がかからないように、とか静謐な環境を守るといったことは、別な手段で行うべきであって、市民の知る権利を制限することでリスク回避しようというのは不当である。

しかも委員としての判断の記録を残さない。記録があれば、公開・非公開を問う余地もあるが、記名部分の記録を作らないのは、かえって市民の疑念を招くだけである。各委員の判断記録を残さなければ、事実の検証もできなくなる。なにか問題が生じた時に、個々の教育長・教育委員は自らの潔白も証明できない。

また、「審議の中で各委員の意見が表明され、それらについての論議を経た後の投票となるため合議体としての意思形成の過程は明らかにされている」は、合議の意義を無視した見解である。教育委員会会議は、委員の意見表明だけの場では無い。他の委員の意見を知り、論議を尽くした結果、持論が変わり、採決に臨むことはあり得るし、批判されることでもない。

審議を公開し、採決の票数が公表されていても、必然性のない理由で記録の空白を作るのは、市民の不信を招くだけである。

＜各教育委員会に共通する案件（教科書採択）の採決方法について＞

質問6、2019年4月～2020年10月末の期間に行われた教科書採択について、採択教科書決定をした時の採決方法は何でしたか？

＜令和元年度の採択の採決方法＞

挙手-----72 都道府県 30/47 政令市 14/20 県内 31/34  
(以下以外 略)

無記名投票-----5 都道府県 3/47 政令市 2/20 県内 1/34

		(栃木県・東京都・山口県/横浜市・福岡市)
無記名投票+挙手-----5	都道府県 1/47 政令市 3/20 県内 1/34	(香川県/千葉市・静岡市・熊本市/横須賀市)
記名投票-----2	都道府県 0/47 政令市 1/20 県内 1/34	(神戸市/秦野市)
その他(教育長専決・報告)---13	都道府県 13/47 政令市 0/20 県内 0/34	(北海道・青森県・岩手県・群馬県・山梨県・愛知県・三重県・京都府・福岡県・長崎県・大分県・鹿児島県・沖縄県)
2019年---都道府県 5 政令市 5 県内 2	2020年---都道府県 7 政令市 6 県内 2	
<令和2年度の採択の採決方法>		
挙手-----68	都道府県 27/47 政令市 13/20 県内 31/34	(以下以外 略)
無記名投票-----6	都道府県 4/47 政令市 2/20 県内 1/34	(栃木県・千葉県・東京都・山口県/横浜市・福岡市)
無記名投票+挙手-----8	都道府県 3/47 政令市 4/20 県内 1/34	(宮城県・香川県・熊本県/千葉市・静岡市・名古屋市・熊本市/横須賀市)
記名投票-----2	都道府県 0/47 政令市 1/20 県内 1/34	(神戸市/秦野市)
その他(教育長専決・報告)---13	都道府県 13/47 政令市 0/20 県内 0/30	(北海道・青森県・岩手県・群馬県・山梨県・愛知県・三重県・京都府・福岡県・長崎県・大分県・鹿児島県・沖縄県)

★質問6の回答は巻末の 【質問6・7 教科書採択の採決方法と会議公開一覧】 参照

\*今回 2020 年度と前回 2015 年度採択の比較 ※ ( ) 内は前回との差

挙手-----	都道府県 27(-1)	政令市 13(±0)	県内 28(+5)
無記名投票-----	都道府県 7(+2)	政令市 6(+1)	県内 1(-1)
記名-----	都道府県 0(+2)	政令市 1(±0)	県内 1(-1)
その他-----	都道府県 13(±0)	政令市 0(-1)	県内 0(-6)
無記入-----	都道府県 0(-1)	政令市 0(-1)	県内 0(-1)

質問 6 前回の調査では、無記名投票採決を実施した案件の全てが教科書採択だったことが判明した。従って、今回も採決方法を比較するための全国共通の具体的案件として、教科書採択を取り上げた。

その結果、無記名投票実施は、小学校教科書採択が行われた 2019 年度で計 10 教育委員会、中学校教科書採択があった 2020 年度は計 14 教育委員会と増加した。2020 年度が増加したのは、内容について論議を呼んだ中学校社会科教科書を含む採択があったためと思われる。

しかし、教育委員会議は公開が原則であり、非公開は客観的・必然的な理由がある場合以外は避けるべきである。質問 5 の無記名投票を行った理由は、具体的・合理的な根拠とはいえず、そのような理由で無記名投票を行うのは委員としての責任を不明確にする。教科書採択の採決を公開している他の多くの教育委員会も、判断する対象や置かれている環境は共通している。教科書採択の公正性を保障するためにも、審議・採決とも公開して透明化をはかり、記録を残して、説明責任を果たす努力をして欲しい。

### ＜各教育委員会に共通する案件（教科書採択）の会議公開について＞

質問 7、2019 年 4 月～2020 年 10 月末の期間に行われた教科書採択について、採択教科書決定をした時は傍聴者を入れる公開案件でしたか、傍聴できない非公開案件でしたか？

#### ＜令和元年度採択＞

A会議公開-----73	都道府県 27/47(+8)	政令市 19/20(+1)	県内 33/34(±0)
	(略)		
B会議非公開----13	都道府県 11/47(+1)	政令市 1/20(-1)	県内 1/34(±0)
	(新潟県・富山県・石川県・福井県・岐阜県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・宮崎県/堺市/松田町)		
C他 10-----10	都道府県 8/47(-4)	政令市 0/20(±0)	県内 0/34(±0)
	(北海道・青森県・岩手県・群馬県・福岡県・大分県・鹿児島県・沖縄県)		
無記入-----1	都道府県 1/47(-5)	政令市 0/20(±0)	県内 0/34(±0)
	(京都府)		

#### ＜令和2年度採択＞

A会議公開-----73	都道府県 27/47(+4)	政令市 19/20(±0)	県内 33/34(±0)
B会議非公開----13	都道府県 11/47(-3)	政令市 1/20(+1)	県内 1/34(+1)
C他-----10	都道府県 8/47(+1)	政令市 0/20(-1)	県内 0/34(±0)
無記入-----1	都道府県 1/47(-2)	政令市 0/20(±0)	県内 0/34(-1)

### ★質問7の回答は巻末の【質問6・7 教科書採択の採決方法と会議公開一覧】参照

質問7 教科書採択に関心が高まってきたため、会議公開は、全国でも少しずつすすんできた。2020年度の教科書採択では、定員を超える傍聴希望者を想定して広い会場を用意した教育委員会も多く、横浜市と大阪市の教育委員会は、会場での傍聴の他、審議・採決のネット中継を行い、配信をした。そこまで会議公開されている教育委員会があるいっぽう、教科書採択を、いまだに非公開会議で行っている教育委員会が計13あった。例えば、個人情報扱う案件や選考基準策定などの案件は非公開審議が必要であろうが、教科書採択に非公開を要するような理由は見当たらない。

また、採択の会議非公開は都道府県教委に多い。都道府県教委が教科書採択を決定するのは、学校別採択の高校・支援学校と少数の中高一貫校に限られている。学校ごとの特色を反映した選定を行うため、教育委員の判断の余地や圧力などの影響は、市町村教育委員会に比べて限定的である。にもかかわらず非公開会議で行うのは頑なすぎる。市町村に対しては国から出された採択の情報公開推進の指導を伝えておきながら、自らは市民の傍聴を退け、非公開の殻に閉じこもっている話にならない。教科書採択に関しては、市民の関心が高いために、是非、会議公開を推進してほしい。

また、今回の調査では、採決方法は挙手でも、秘密会で審議・採決している教育委員会が複数見られた。審議・採決とも公開するよう求めたい。

神奈川県内では、松田町以外の教育委員会は、会議公開している。

C他の回答は、すべて都道府県教育委員会で、採択を教育長専決等で行い、会議に提出されるのはその報告のみ、あるいは採択案件としては提出されないというケースであった。前述のように国は、教科書採択の情報公開や採択理由の説明責任を進めるよう求めている。教育長専決であっても教育委員会議での報告はするべきではないだろうか。

なお令和元年度、2年度とも、各教育委員会の回答は同じであった。

## <非公開案件の会議録の記載>

質問8、非公開案件を審議した部分の会議録は、記録していますか？

A、公開案件と同様に、発言者・発言ごとに記載する様式で記録している

74/97(都道府県 35/47 政令市 15/20 県内 28/34)

(略)

B、記録しているが記載する内容は要点、概要のみ

12/97(都道府県 6/47 政令市 2/20 県内 5/34)

(秋田県・新潟県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・広島県/横浜市・静岡市/座間市・平塚市・伊勢原市・箱根町)

C、記録していない(記録は案件名のみ)

8/97(都道府県 4/47 政令市 3/20 県内 1/34)

(栃木県・山梨県・京都府・福岡県/仙台市・新潟市・岡山市/二宮町)

他※非公開案件無し 2/97(都道府県 2)(青森県・大阪府)

質問8 会議録については、神奈川県内で2018年に調査を行ったが、都道府県・政令市に対しては今回初めて質問した。

地教行法においても公文書管理法においても、行政運営にあたっては記録を残し、説明責任を果たすよう求めている。行政機関は、会議の公開・非公開にかかわらず、また公文書の情報公開・非公開にかかわらず、意思決定過程等を合理的に跡付け、または検証できるように文書作成を行うことが求められる。しかし現在、それを骨抜きにしているのが、無記名投票採決や非公開案件の会議録不記載である。

不記載は少数(7教委)であったが、栃木県教育委員会から、教育委員会会議規則に「非公開の会議の議事は、会議録に記載しない」との規定があるとの回答があった。現在では、法の趣旨に反する規定ではないだろうか。なお、大阪府は、調査期間内に、非公開案件がなかった。

神奈川県内では、当オンブズマンが会議録に関する調査を繰り返し行い、不記載の根拠の無さも指摘してきたので、今回も不記載は減少。不記載は、二宮町だけになった。

公開案件と同様に記録を作成し、非公開案件の記録部分だけ別のファイルで保存するなど、適正に管理することが、行政への市民の信頼を支え、後の検証や活用に貢献するのは言うまでも無い。教育委員会議は、地方教育行政の中で最も重要な会議であるだけに、秘密会での審議・採決であっても、記録を残さなくてよい理由はない。また、不記載は、安易に非公開案件指定を拡大しているとの疑いを市民から抱かれかねない。非公開とした判断自体の検証のためにも、記録は不可欠である。早急に逐語記述での審議記録を残すよう求める。

★質問8の回答は巻末の【質問8 非公開案件の会議録記載の有無一覧】参照

## 【会議録の公開】

質問9、会議録(確定後)はどのように公開していますか？(複数回答可)

ホームページで公開-----64(都道府県 32 政令市 12 県内 22)

ホームページで公開+配架し閲覧可-----23(都道府県 8 政令市 7 県内 8)

ホームページで公開+非公開部分は情報公開請求-----6(都道府県 6 政令市 1 県内 1)

情報公開請求が必要-----2(都道府県 1 政令市 0 県内 1)

質問 9 質問 9 は会議録の公開方法、特にインターネットへの掲載を質問した。神奈川県内での調査では、10年以上前から質問、要望していることである。

今回の調査では、県内では大井町を除く県内の市町村教委のホームページで、教育委員会会議録が読めるようになった。

配架やインターネット上の掲載がなく、読むためには情報公開が必要なのは、富山県と大井町の2教委だけである。今後、ホームページ掲載に向けて努力してほしい。また、近年の会議録であれば、ホームページと配架の両方の方法で利用できるよう望みたい。

## <録音の公開に関して>

質問 10、会議録作成のための録音（電磁データ）は、情報公開請求できますか？

A、請求できる（・原則公開している ・公開の可否は未定 ・事例がないので可否は不明）

都道府県 33/47 政令市 17/20 県内 16/34

B、請求できない

都道府県 14/47 政令市 3/20 県内 18/34

※青森県は不可だが、録音をしていないため。職員のメモで会議録作成

## ★質問 10 の回答は巻末の【質問 10 会議録のための録音の公開不可と理由】参照

質問 10 情報公開法の改正に伴って、自治体の情報公開条例には、紙媒体の公文書だけでなく、電磁データも行政文書として扱うための規定が設けられているはずである。教育委員会でも、情報公開請求すれば、教育委員会会議の会議録を作成するための録音（電磁データ）のコピーが公開されるようになり、市民に活用されている。さらに横浜市では、教育委員会会議の当日に申し出て許可ができれば、傍聴者自身が自ら録音をすることも可能である。

そのいっぽう少数だが、情報公開条例・規則に「会議録作成のための録音データを行政文書から除外する」という規定を設けているところもある。そこで、教育委員会では、会議録作成のための録音が、行政文書（公文書）として認識され、情報公開の対象として扱われているかどうかを調査することにした。

当オンブズマンでは、神奈川県内での録音公開の調査をすでに行っているが、全国規模の調査は初めてである。その結果、録音公開については、同じ趣旨の情報公開条例を持つ教育委員会の間でも、公開請求可と不可に回答が分かれてしまった。2017年に、自治体の条例を調査した結果とも異なっている。その理由は、教育委員会が録音データを情報公開請求の対象となる「行政文書」として解釈しているかどうかにあるようだ。「一時的・補助的に作成したもの」なので行政文書ではないと解釈し、除外規定が無くても不可と回答した教委が目立った。自治体の情報公開課に問い合わせると行政文書に該当するとの答だったが、同じ条例が適用される教育委員会の回答は不可というケースもあった。請求事例がないこともあって、教育委員会事務局が独自の解釈をしている可能性もあるようだ。

いっぽう県内では、神奈川県と同様の除外規定がある自治体が多く、請求不可と回答した教委が多い。座間市・葉山町・大井町・開成町の4教委が、2018年の県内調査後、公開請求可に好転したが、綾瀬市・真鶴町が今回は請求不可に転じた。

情報公開条例の正確な解釈と、除外規定の廃止が今後の課題である。

なお録音の情報公開請求が可能な期間については、長野県が運用基準で「審議会等の会議内容を録音したテープは、会議録作成等の業務に必要なものとして利用・保存されている間、公文書に該



当する。」と定めており、その間であれば請求が可能としている。

さらに横浜市では、横浜市行政文書管理規則第 10 条 3「行政文書の保存期間は、当該行政文書を作成し、又は取得した日(常時使用する行政文書にあっては、その状態がなくなった日)の属する年度の翌年度の 4 月 1 日(その保存期間が 1 年未満(その保存期間が 1 年未満である行政文書にあっては文書を作成し、又は取得した日の翌日)から起算する。」が適用され、会議録確定後も一定期間、録音の情報公開請求が可能である。

## 2020 年「教育委員会会議の採決方法等に関する調査」を終えて

### ——見解と今後の取り組み——

森友・加計問題、桜を見る会、日本学術会議の人事問題など、私たち市民にとっては納得のいかない問題が相次いで報じられ、市民の行政への批判と不信が募っている。これは、当事者が説明責任を果たさず、関連の情報公開が充分ではないだけでなく、記録の有無や書き換えさえ疑われているからである。国、地方自治体を問わず、綿密な記録を残すことと情報公開は、行政への信頼に欠かせない。

当オンブズマンでは、「開かれた教育行政」を求めて、教育行政の最終決定機関である教育委員会会議の実態調査を重ねてきた。今回は全国調査としては 3 回目である。今回も、採決方法(質問 1~3)、無記名投票採決の実施度と実施理由(質問 4~6)、会議公開度(質問 7)を質問、具体的な実施度は 2019 年・2020 年度の教科書採択を取り上げて調査した。

さらに今回は、県内調査ではすでに実施しているが、非公開案件の会議録記載の有無(質問 8)、会議録の公開方法(質問 9)、会議録作成のための録音公開(質問 10)を、初めて全国に拡大して調査した。

以下は今回調査の結果浮かんだ課題と今後の取り組みについてまとめたものである。課題は、教育委員会会議を巡る「記録の欠如」を無くしたいという視点でまとめた。

#### 1、無記名投票が微増、実施理由に必要性見いだせず

無記名投票を実施した教委は、都道府県・政令市で 13 教委である。挙手に切り替えた教委もあったが、新たに実施した教委が上回り、合計 2 教委増となった。

県内では、無記名投票実施は、横浜市と採択過程の候補教科書選定で実施した横須賀市の 2 市である。

県内では、2009 年の中学校社会科教科書採択で初めて横浜市教委が、理由の説明もないまま無記名投票採決を導入した。この時の採択で、間違いが多く、研究者などからも批判が多い教科書が、審議会答申にも反して採択されたことに対して、“採択手続きや調査資料を踏まえず、特定の教科書を強引に採択するために無記名投票を利用し、教育委員が責任逃れをしたのではないか”という疑念が巻き起こった。

2011 年は記名投票だったが、その後は再び横浜市教委の無記名投票採決は続いている。

近年、市民の関心が高まったこともあって、各地で採択手続きに関する文書や資料の情報公開や、審議・採決の会議公開が実現し、採択手続きの透明化、「見える化」が進んでいる。教科書採択は、政治の介入や不当な働きかけを受けやすいといわれている。そうであるならなおのこと、合理的な理由もないまま無記名投票を続けては、市民の不信を招くだけであろう。教育長・教育委員は採決を公開し、多くの教育委員会が行っているように、手続きを踏まえた公正な判断であることを堂々と示してほしい。

#### 2、非公開案件も会議録記載を

審議や採決が傍聴者を入れない非公開(秘密会)で行われたからといって、その記部分を会議録に掲

載せず、記録に空白部分を作るのは筋が通らない。

会議が非公開であることと、記録を作成しなくてよいことは、イコールではない。行政の意思決定の過程等を記録化した公文書は、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」(公文書管理法1条)である。記録自体を作成しないのでは、行政の説明責任を全うすることは不可能である。また、審議当時は非公開審議が妥当でも、時間が経過すれば公開可能な案件や、個人情報扱っていても本人には開示できる案件等もある。さらに非公開が妥当であったどうかの検証もできず、場合によっては非公開審議の濫用にもつながりかねない。

この質問は、初めての全国拡大調査だったが、不記載は、4 都道府県・3 政令市、県内は 1 教委と予想より少なかった。しかし非公開審議部分は要点のみ記載との回答が、6 都道府県・3 政令市、県内は 6 教委あった。

公開審議部分は要点記録ではなく逐語記録で作成していると思われるので、非公開部分も逐語で記録し、公開の会議録とは別にファイリングして保存するよう求めたい。

### 3、会議録作成のための録音公開と除外規定の廃止を

会議録作成のための録音の公開についても、神奈川県内調査は行ってきたが、全国調査は初めてである。都道府県・政令市とも約3割の教委が、公開不可と回答している。理由は、一時的・補助的に作成したもので行政文書(公文書)ではない、あるいは行政文書から除外する規定があるとの趣旨であった。

しかし情報公開法では、情報公開の対象となる「行政文書」を「職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるもの」と定義し、各自治体の情報公開条例でも、紙媒体だけでなく、録音などの電磁的記録も行政文書として扱っている。

神奈川県ははじめ一部の自治体では、情報公開条例・規則で会議録作成のための録音データを情報公開請求の対象から除外しているが、録音データには、会議録では得られない情報(発言の言い直しや語調、発言に対する会場の反応など)が含まれており、情報としての有用性が高い。国の情報公開法の水準に達しない条例・規則は改正・廃止を求めたい。

一方、条例に何ら根拠がないにもかかわらず、解釈運用により、会議録作成のための録音データを情報公開請求の対象から除外している自治体もみられるが、論外である。直ちに解釈運用の是正をすべきである。

### 今後の取り組み

当オンブズマンでは、「開かれた教育行政」を求める取り組みとして、教育委員会会議の公開度や会議記録について調査を行ってきた。神奈川県内だけでなく、対象を都道府県・政令市の教育委員会に拡大した調査は5年ぶり3回目である。

今回調査の結果、会議録のホームページ公開など改善が進んだ項目もあったが、無記名投票採決や会議録への不記載など、透明性と記録の保持に課題を残す教育委員会が、少数とはいえ、減少していないことが判明した。また、今回初めて質問した会議録作成のための録音については、行政文書としての認識にばらつきがあった。

これらの課題については、今後も改善の申し入れや、調査に取り組む予定である。

以上

かながわ市民オンブズマン

231-0015 横浜市中区尾上町 1-4-1 関内 S T ビル 10 階大川隆司法律事務所内

e-mail : [kana-ombuds@nifty.com](mailto:kana-ombuds@nifty.com) FAX 045(664)7822

※調査に関する電話連絡先 090-9293-8446(佐藤)